

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

燕市職員の育児休業等に関する条例（平成18年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の育児休業等に関する条例(平成18年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「(当該非常勤職員)の次に「が労働基準法第67条の規定による育児時間」を加え、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。